

一時保育事業ご利用の皆さんへ

令和5年1月

諏訪市役所こども課保育係

一時保育事業の利用の際の保育料(給食費を除く。)について、市がその全部または一部を負担できることがあります。以下に該当する場合には、手続きをお願いします。

【1】一時預かり利用者補助金

保護者が次のいずれかに当てはまる場合、一時保育保育料(給食費を除く。)を補助することができます。

対象保護者	補助額(児童1人当たり日額)
生活保護法による被保護者	3,000円
世帯内の全員が市町村民税非課税の者	2,400円
世帯内の全員の市町村民税所得割の合計額が77,101円未満である者	2,100円
市が特に支援が必要と認めた者	1,500円

【市町村民税参考年度】
4月～8月利用:前年度
9月～3月利用:当年度

■補助手続きについて■

(1)補助金交付に係る同意書を園に提出してください。

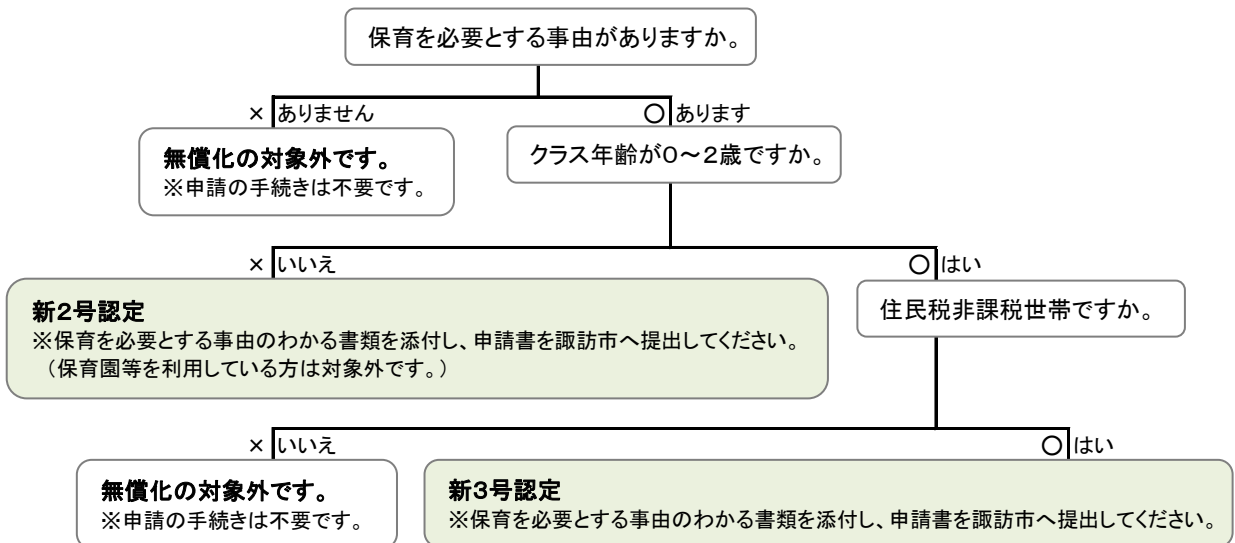
(2)補助額分を差し引いた金額での利用料納付となります。

《市外の施設の利用の場合や、市内の施設の利用の際にすでに利用料を支払っている場合、上記の要件に当てはまれば利用料の払い戻しができますので、当市こども課にご相談ください。》

【2】子育てのための施設等利用給付

保護者が就労等の保育の必要性の認定基準等に該当する場合に、給付ができる制度です。

次のフローチャートに沿ってご確認いただき、新2号または新3号認定に該当する場合には、一時保育事業の利用前に、手続きをお願いします。



■保育の必要性について(新2号・新3号の認定を受ける場合)■

★保育を必要とする事由・基準は次の通りです。

★「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」、「保育の必要性の証明書」等をご提出ください。
「保育の必要性の証明書は、保護者全員(父・母)のものがが必要です。」

裏面に続く

一時保育の利用要件とは異なりま
すので、ご注意ください。

保育を必要とする事由	基準及び添付書類
就労等(家庭外・家庭内)	家庭の外または内で仕事をするのが普通である(1ヶ月48時間以上) (会社員・パート・アルバイト・臨時・内職・自営業・農業など) ●就労証明書
妊娠・出産	出産前後である(出産予定月を含む3ヶ月前から出産月翌月から3ヶ月後まで) ●母子手帳の写し(出産予定日のわかるページ)
疾病・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある(手帳等の期間) ●診断書 ●手帳の写し
介護・看護	介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者が常時その同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたる ●診断書 ●手帳の写し
災害復旧	火災、風水害、地震等の被災があり、その復旧にあたる ●罹災・被災証明等
求職活動	求職活動を行っている ●ハローワークカードの写し等
就学	就学している(職業訓練含む) ●在学証明書 ●スケジュール表
児童虐待・DV	児童虐待や配偶者からの暴力が行われている、または行われるおそれがある ●協議のうえ
育児休業取得中	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要であると認められること ●就労証明書
その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合 ●協議のうえ

■給付手続きについて■

一時保育の利用料(一時保育料)を全額お支払いいただき、後日、保護者から市への申請(請求)に基づいて給付します。(上限額 新2号認定:37,000円、新3号認定:42,000円)

- 施設等利用費請求書(償還払い用)
- (特定子ども・子育て支援の提供に係る)領収書
- (特定子ども・子育て支援)提供証明書

左記書類を揃えて、
市へ申請(請求)

諏訪市
(こども課保育係)

(ポイント)

- ・給食費など実費で徴収される費用は保護者負担となりますので、**無償化の対象となりません。**
- ・その他の認可外保育施設等を併用する場合、上記の月額37,000円(0~2歳児は月額42,000円)の範囲内までは無償化の対象となります。
- ・ファミリー・サポート・センターについて、「預かり」と併せて利用される「送迎」は無償化の対象となります

【3】いずれの制度にも当てはまる場合

上記【1】、【2】のいずれにも該当する場合、どちらの制度を利用していただいても構いません。

諏訪市役所 健康福祉部 こども課 保育係
〒392-8511 諏訪市高島一丁目22番30号

